

武蔵野市エコプラザ（仮称）管理運営方針

平成 31（2019）年 3 月

武蔵野市

目 次

1	管理運営に関する基本的な方針	3
(1)	施設の設置目的	3
(2)	施設の基本理念の確認	3
①	エコプラザ（仮称）が目指すもの	3
②	エコプラザ（仮称）のコンセプト	4
(3)	管理運営に関する基本的な方針	4
①	市民参加型施設の実現	5
②	進化し続け、磨かれていく施設	5
③	市の環境政策の実施、他分野事業などとの連携	6
④	安全・安心かつ効率的な施設の運営	6
2	施設の概要	7
3	機能と事業（想定プログラム例）	8
4	管理運営の基本的な事項	9
(1)	施設の利用、維持・安全管理	9
①	利用規則の基本的事項	9
②	維持・安全管理	10
(2)	管理運営体制	10
①	開設当初の体制	10
②	開設から5年後以降	11
③	市民参加の推進	11
(3)	所属、業務	12
(4)	組織体制	12
①	人員体制	12
②	運営協議会	13
③	連携会議	13
(5)	評価・検証方法	14
(6)	想定運営コスト	15

* この管理運営方針（案）の中で、武蔵野市エコプラザ（仮称）を「エコプラザ（仮称）」という。

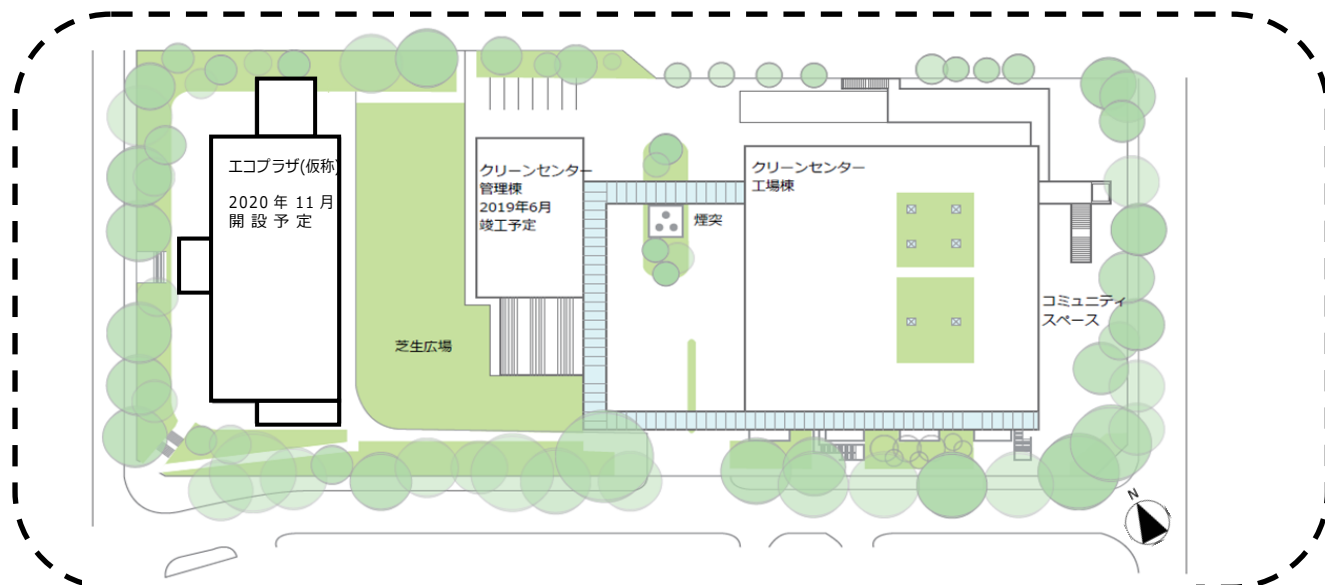
5	開設前の準備	15
(1)	広報計画	15
①	広報の必要性	15
②	広報の考え方	15
③	周知・PRの推進	16
(2)	今後のスケジュール	17

1 管理運営に関する基本的な方針

(1) 施設の設置目的

本施設は、気候変動や地球温暖化を踏まえ、ごみをはじめ資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など多様な環境啓発の拠点施設として、また、環境に関する総合的なネットワークの拠点施設として、武蔵野クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）敷地内の旧クリーンセンター管理棟及び旧プラットホームを再利用して整備する。

クリーンセンターの敷地は「ごみ処理施設」として都市計画決定されており、本施設は「ごみ処理施設の付帯施設」と位置付けられている。同じ敷地内にあるクリーンセンター工場棟や管理棟、芝生広場など、様々な施設やフィールドを使って多様な環境啓発・環境学習を推進するとともに、クリーンセンター見学者の相互案内やプログラム・場の連携、収集した廃材の利用など、「ごみ処理施設の付帯施設」ならではの環境啓発を併せて展開していく。



(2) 施設の基本理念の確認

① エコプラザ（仮称）が目指すもの

本施設では、日々の暮らしの中に環境問題があることを知り、その気づきを環境に配慮した行動に結びつけ、一人ひとりの行動をつなぎ地域ぐるみの取り組みへと広げ、さらに市域全域へと拡大し、より良いまちづくりを目指す。

また、これらを目指すことで、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された S D G s（Sustainable Development Goals：世界中のすべての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための世界共通の 17 の目標）の達成に貢献する。

「ごみ処理施設」として
都市計画決定

例えば、環境に関連した再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全などの環境分野の活動を通じて持続可能な地域づくりを目指す。

【SDGs 17項目】



1 貧困をなくそう
2 飢餓をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう
6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任、つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさも守ろう
16 平和と公正をすべての人に
17 パートナースHIPで目標を達成しよう

② エコプラザ（仮称）のコンセプト

本施設のコンセプトは「みんなで作ろう！子どもたちに未来をつなぐエコプラザ」である。このコンセプトを表す環境を切り口としたキーワードとして、以下の4つを示している。

- ・ 共 **共**に参加する
- ・ 創 新しい価値を**創**り出す
- ・ 継 子どもたちに未来を引き**継**ぐ
- ・ 場 交流できる**場**をつくる

また、コンセプトの基礎となる考え方としては、以下の5つを掲げている。

- ・ 多様な環境に関する啓発
- ・ 市民参加・市民提案
- ・ 市民団体・事業者・市など異なる主体の連携
- ・ 進化しながら磨く
- ・ クリーンセンターの歴史の継承と連携

(3) 管理運営に関する基本的な方針

地球温暖化については、平成9（1997）年の京都議定書から大きく問題視されてきたが、直接的に日々の生活への影響を感じるようなものではな

かった。しかし昨今では、ゲリラ豪雨や熱波、強い台風など気候変動の影響を実際に感じられるようになり、地球温暖化に対して危機意識を持たなければならない状況になってきた。

環境問題は一人ひとりの環境に配慮した行動がなくては解決することができないが、私たちの日々の生活が地球規模の環境負荷を与えていることを理解することはなかなか難しい。

今ある豊かな環境を未来に引き継ぐためには、環境問題の原因や関係性などについて深く掘り下げ、考えるきっかけをつくとともに、子どもから大人まで全世代を対象とした環境学習・体験の機会を提供し、環境への関心や環境の大切さを学び、はぐくんでいく必要がある。また、市民や市民団体、企業などの行う啓発活動や広報活動などを支援し、誰もが環境問題を自らの問題として捉え、自発的な環境に配慮した行動を継続できるように支援していくことが重要である。

① 市民参加型施設の実現

本施設が再利用する旧クリーンセンターの事務所棟・プラットホームには、本市のごみと市民参加の歴史が詰まっている。昭和59（1984）年に稼働した旧クリーンセンターは、近隣住民の方々との3年間75回の討論による市民参加の積み重ねによって建設された。また、新クリーンセンター建て替えにおいても市民参加の歴史を継承し、新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会における議論は四期9年に及んでいる。

本施設では、こうしたごみと市民参加の歴史や議論、成果、関わった方々の思いなどを共有するとともに、市民自治を実践してきた本市ならではの施設として、市民や市民団体、企業、市など異なる主体がゆるやかにつながり、多様な環境啓発の担い手・主体として活躍できるように支援していく市民参加型施設の実現を目指す。

② 進化し続け、磨かれていく施設

本施設は、初めから完成形とするものではない。市民が日々刻々と変化する環境問題に向き合い、自ら学び、行動することによって進化し続け、磨かれていく施設である。時代の変化に対応し、次々に起こる環境問題に対処できるように、テーマ自体も検討していく過程の中で変わっていくことができる。多様な主体と共に学び、施設の価値や目標を共につくり、共有し、成長し続け、少しずつ磨かれていく施設であることを重要視しなければならない。

③ 市の環境政策の実施、他分野事業などとの連携

本施設では、市民参加型施設の実現を目指すとともに、市の環境政策に沿った事業を実施・展開していく。

また、環境分野の事業に限らず、市や財政援助出資団体などが行う子どもや子育て、自然体験、文化、教育、福祉、生涯学習など様々な分野の事業を、環境を切り口にして連携・実施することで、より多くの市民に環境の大切さに触れてもらうことができるように仕掛けていく。

さらに、全国各地の類似施設や関係自治体、友好都市などと連携し、幅広い環境啓発の取り組みを行うとともに、これらのつながりの中で、本施設の環境に根ざした市民参加のまちづくりを市内外に発信し、さらなる市民の環境への関心を高めていく。

④ 安全・安心かつ効率的な施設の運営

本施設は、環境学習や環境啓発の拠点として「子どもたちに未来をつなぐ」ことをコンセプトとして掲げており、その性質上、子どもや子育て中の親子などを対象とした事業を展開することを想定している。環境と関わることのできる遊び場を提供したり、子どもたちの創意工夫でものづくりができたり、子どもたちだけで自由に来所できる施設であることを視野に入れた安全・安心への配慮が必要である。

また、「ごみ処理施設の付帯施設」と位置付けられている本施設では、営利を目的とした事業などは制限されるため、財政的な自立を望むことは難しい。市の環境啓発部門が施設2階で執務し、市の環境啓発・環境学習施策を推進していくことを考慮すると、一定程度の市の財源の投入が必要である。

しかしながら、本市においても公共施設や都市インフラの老朽化、人口減少・少子高齢化の進展などに伴い、公共施設等の更新にかかる経費や社会保障関連費が増加し、多額の財政負担が必要となることが予測されており、公共施設に関しては、武蔵野市公共施設等総合管理計画において、三層構造に基づく効率的・効果的な施設配置、既存施設の長寿命化、既存施設の有効活用と総量縮減等の基本方針が明示されている。エコプラザ（仮称）の整備を進める上では、こうした本市の財政状況を踏まえた効率的・効果的な管理運営を行っていく必要がある。

2 施設の概要

名 称	武蔵野市エコプラザ（仮称） ※名称の決定方法については今後検討			
所 在 地	武蔵野市緑町3丁目1番地5（都市計画法上、ごみ処理施設の位置付け）			
面 積	2,000 m ² 1階：事務所棟 600 m ² ＋プラットホーム 800 m ² 2階：事務所棟 600 m ²			
利用施設		名称	設備	活用例
	1階 事務所棟	スタディールーム	机、椅子、 ホワイトボード	講座、勉強会、 会議
		情報ゾーン	パソコン、環境図書、 環境絵本、環境教材	調べ学習
		コミュニティカフェ	テーブル、椅子、 ミニキッチン	交流、相談支援
	1階 プラットホーム	ものづくり工房	テーブル、椅子、工具、 廃材ストック	廃材ワークショップ、 工作
		フリーゾーン	テーブル、椅子、パネル、 環境遊具、環境・絵本	企画展、遊び場、 観察・実験
	2階 事務所棟	アーカイブ	テーブル、椅子、保管庫、 活動記録	記録、閲覧
			市環境啓発担当の執務スペース	連携

3 機能と事業（想定プログラム例）

本施設の理念を実現するための詳細なプログラムについては、平成 31（2019）年度に設置する運営協議会や関係者による連携会議などで検討を進めていくが、本方針においては、以下の機能とプログラムを想定した。市の既存事業の再編や移管拡充により、700 万円の運営コストが抑制される見込みである。

【機能と事業（想定プログラム例）】（○主たる機能）

事業項目	基本的な機能					想定プログラム例	事業費 1240 万円 (万円)
	知る	学ぶ 学び合う	はぐくむ 育てる	つなぐ	支える		
市からの移管拡充事業	○	○	○	○	○	イベント、展示 (環境フェスタ、環境展)	700
	○		○	○	○	連携 (定例会議、各種連携事業)	
	○	○	○	○	○	環境の学校 (人材育成、水の学校拡充版)	
新規事業 (ソフト)	○	○	○	○		情報発信ツール (ホームページ・ニュースレター)	420
	○	○			○	調べ学習(情報コーナー) (PC検索・図書・教材貸出)	
		○	○	○		体験型展示物の作成・更新 (ワークショップ、展示解説)	
		○	○			各種体験事業(講座、フィールドワーク、モニタリングなど)	
			○		○	公募提案型啓発事業 (講座、勉強会、イベント)	
	○	○		○	○	相談支援(相談、助成制度紹介、活動紹介・マッチング)	
	○	○	○			アーカイブ (活動の記録・閲覧・活用)	
○	○	○	○	○	ゲストティーチャー (人材活用、場・機会拡充)		
新規事業 (場)	○	○	○			環境配慮設備の解説 (太陽光パネル、雨水タンクなど)	120
	○	○	○	○		ものづくり工房・廃材ストック棚、実験・観察コーナー、環境絵本や環境遊具のある遊び場	
		○	○	○	○	コミュニティカフェ (環境を切り口とした交流の場)	

4 管理運営の基本的な事項

(1) 施設の利用、維持・安全管理

施設の設置目的を実現するための利用規則及び施設を快適に利用するための維持・安全管理の基本的な事項を定める。

① 利用規則の基本的事項

本管理運営方針を踏まえて、施設の設置目的を実現するための利用規則を定める。利用規則は誰もが気軽に利用できるように、市民にとってわかりやすいものとし、開設後も利用者や市民の意見を反映できるように定期的に見直し、改善を図っていく。

利用規則の基本的な事項は以下のとおりとする。詳細については平成 31 (2019) 年度に設置する運営協議会や関係者による連携会議など市民参加で定めていく。

○休館日

大人から子どもまで幅広い市民の参加を可能とするため、土・日曜日は開館し、火曜日・祝日（月曜日が祝日の場合は開館、水曜日休館）・年末年始を休館日とする。

○開館時間

開館時間は、クリーンセンター工場棟の見学者コースが午前 10 時から午後 5 時までのため、本施設では午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、個別の啓発事業が夜間に開催される場合には、開館時間を延長することがある。

休館日	火曜日、祝日、年末年始
開館時間	午前 9 時 30 分～午後 5 時

○利用申請

市民団体や企業などが市民を対象として本施設の設置目的に合致した環境啓発事業を行う場合には、本施設内の利用施設の貸し出しを行うことができる。利用にあたっては登録制とする。ただし、特定の団体が定期的・連続的に利用することのないように一定の利用制限を設ける。

○利用料

入館料及び施設利用料は無料とする。ただし、複写機使用料はじめ体験事業やコミュニティカフェなどの利用で発生する実費相当額の負担料については設定する。

② 維持・安全管理

利用者が安全に、安心して過ごせるように、市民の目線に立った維持・安全管理を行う。

○日常業務、自由来所に対応した維持・安全管理

施設や設備の点検や保守、清掃など、適切な施設の維持管理に努めるとともに、施設内での事故などを防止するため、防犯カメラや警備システムの設置、避難通路の確認、巡回、点検などを行う。

○事業やイベント実施時における安全管理

多くの市民が来館する事業やイベントを実施する際は、関係者間の事前協議などにより、案内や誘導、巡回などに必要な人員を確保するほか、市以外の主体が実施する事業・イベントの場合には、主催者への指導・協力を求め、安全確保に努める。

○危機管理

災害や緊急時に備え、日常業務や緊急時に対応するマニュアルを作成する。また、避難訓練や不審者対策訓練の実施、上級救命講習の受講などにより、日頃から不測の事態に備える。

さらに、事業実施においては個人情報扱うことが想定されるため、個人情報についても適切に管理できるよう研修などを行い、危機管理への意識を高める。

(2) 管理運営体制

本施設は「ごみ処理施設の付帯施設」と位置付けられ、営利を目的とした事業などは制限されるため、企業などの参入は難しい。また、運営にあたっては、市の環境啓発事業の再編や環境を切り口とした他部署との連携、市の政策目的を反映した事業展開の必要性などを考慮する必要がある。

一方、本施設では施設運営や環境啓発事業に市民や市民団体、企業などが主体的に関わる「市民参加型施設」を目指しており、施設を共に育て、施設と一緒に育っていける人材を発掘・養成し、その活動を支援していく。

① 開設当初の体制

開設当初のエコプラザ（仮称）の運営は市の直営体制とし、個別の事業委託や市民参加を取り入れて運営する。

② 開設から5年後以降

開設から5年を経た後についても、引き続き市の政策目的を反映した事業を展開するため、市の直営体制で実施する。ただし、事業が安定し、運営ノウハウの蓄積ができ、また、本施設の理念や市の環境政策についての考えなどを理解した人材が育成された場合には、市民参加をより広く取り入れられるように、施設運営業務の一部委託化や環境啓発事業の委託業務・補助事業の拡大などを図っていく。

	施設維持管理業務	施設運営業務	環境啓発事業
開設当初	業務委託	市	市、委託、補助
開設から5年後以降	業務委託	市、委託	市、委託、補助

【業務の全体像】

区分	内容	業務一例
管理系業務	全体調整	マネジメント、協議会・連携会議運営
	安全管理	日常点検、見守り、マニュアル整備、避難訓練、危機管理
	総務	文書管理、システム管理、評価・検証
	労務	サポーター登録、シフト管理
	財務	事業計画・予算、事業報告・決算、予算執行
	建物・設備維持管理	保守点検、修繕、安全対策、警備、清掃
	窓口	受付、案内、見学対応、展示解説、入退室・利用者数管理
	利用申請・予約受付	利用申請・講座等申込受付、環境図書管理、出張型啓発事業
その他	アーカイブ管理、専門性確保、人材育成	
事業系業務	情報伝達	情報収集・発信
	展示	環境配慮技術解説、制作物掲示、廃材陳列
	参加・体験	イベント、講演会、講座、出張型事業
	探究・行動・活動	調べ学習、相談、公募提案型啓発事業、勉強会、研究
	連携	地域資源の発掘、多世代交流、広域連携

③ 市民参加の推進

○登録サポーターの養成

地域やまちに根ざした施設運営を行うため、環境に関する連続講座やワークショップ、研修などを行い、施設運営や市主催事業などに参加・参画する登録制のサポーター（担い手・関わる人＝ボランティア）を養成する。

○市民団体・企業などによる環境啓発事業の実施

本施設に登録した市民団体や企業などが市民を対象とし、かつ、本施設の設置目的に合致した環境啓発事業を企画・運営・実施できるように、本施設内の利用施設を貸し出すほか、公募提案型啓発事業などにより活動を支援する。

○環境情報の集約・発信と学習・交流の機会の提供

環境に関する情報を一元的に集約し、市民団体や企業などの活動を広報することで、市民の環境活動や環境啓発事業に参加する機会を拡大するとともに、市民団体や企業などの環境活動を支援する。

また、市内の様々な施設・場所を活用した出張型の環境啓発事業（ゲストティーチャー）を展開することで、より多くの市民に学習の機会を提供していく。

なお、本施設では、環境を切り口に他の分野の事業を展開していくため、これまで環境に関心のなかった市民の層が来館するきっかけとなる。こうした機会を捉えて環境の大切さを幅広い市民の層に啓発し、学習・交流の機会を広げていく。

(3) 所属、業務

本施設は市環境部環境政策課の所管とする。また複数課・他分野にまたがる事業を「環境学習・環境啓発」の切り口で横串を刺し、多様な事業を展開していく。

(4) 組織体制

① 人員体制

人員体制は、正規職員3名、嘱託職員4名の7名体制で行う。また、ボランティアによる登録サポーターを養成し、参加・参画の機会をつくる。

館長 1名	正規職員	館全体の管理運営の責任者、市の施策に関連する事業の統括、全体調整
事務局職員 2名		市の施策に関連する事業の企画・実施、館全体の管理運営・調整、経理、庶務 *コーディネーターが休暇の際はコーディネーターの役割も担う
ディレクター 1名	嘱託職員	館全体の事業の企画・調整、コーディネーター・登録サポーターとの調整役 *コーディネーターの役割も担う
コーディネーター 3名		事業の企画・実施・参加促進、利用者の相談・サポート、登録サポーターの養成・支援、多様な主体との関係づくり
登録サポーター	ボランティア	受付、施設内のガイド、簡単な相談業務、見守り

【求められる運営者の資質】

- 顔が見える関係の構築、耳を傾けて聴く姿勢、エコプラザ（仮称）の顔環境に関する専門的知識、市民参加事業などの経験、情報収集力

② 運営協議会

市民参加型施設として、市民の声を施設運営に反映するため、管理運営上重要な実施プログラムや運営方法、利用規則、運営上の問題点などについて情報共有し、意見をいただくとともに、運営について評価・検証を行う運営協議会を設置する。構成案については次のとおり。

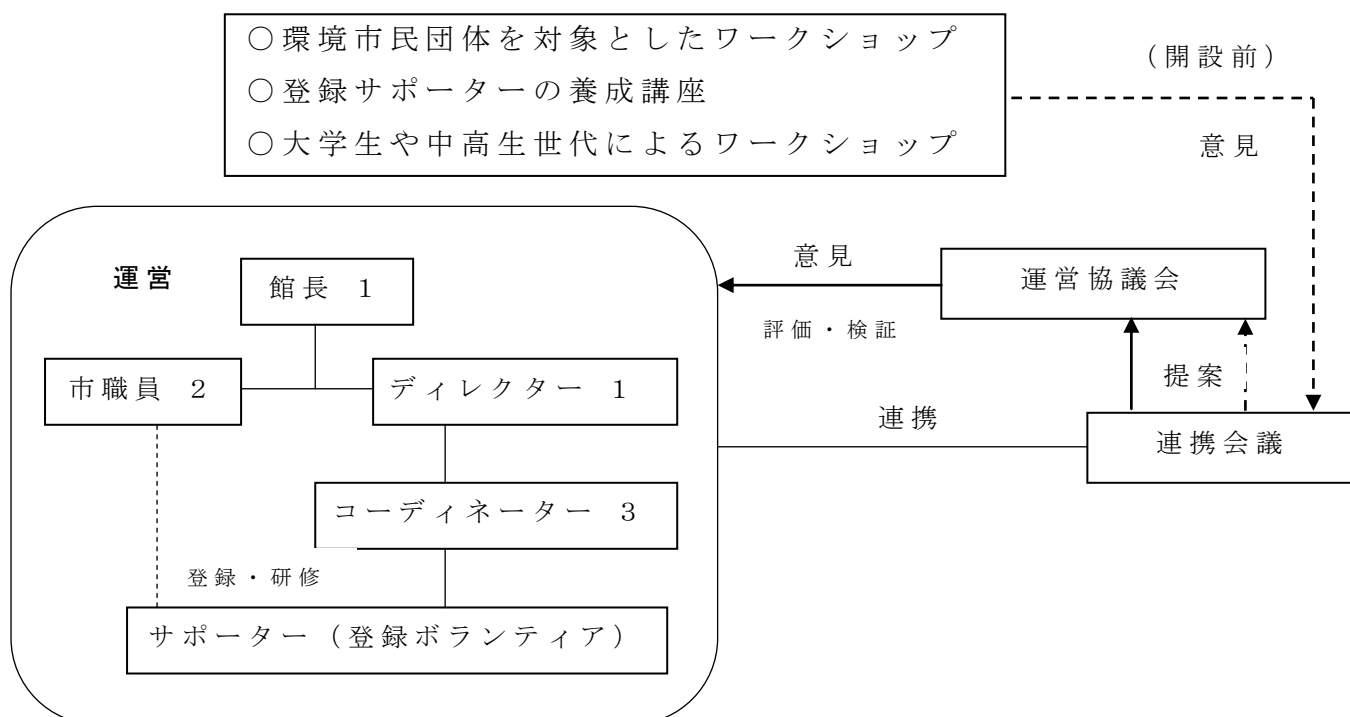
分野	所属等
学識	① 学識経験者（エコプラザ（仮称）検討市民会議委員から）
	② 学識経験者（環境市民会議委員から）
企業	③ 市内企業
市民団体等	④ 市民活動団体（環境部推薦）
	⑤ 市民活動団体（環境部推薦）
	⑥ 市民活動団体（市民部推薦）
	⑦ 市民活動団体（子ども家庭部推薦）
	⑧ 市民活動団体（教育部推薦）
行政	⑨ 市環境部長

③ 連携会議

市民参加による運営を推進するための組織として、市や登録市民団体、企業、登録サポーターなどの関係者間で日常的な課題や成功事例などを共有し、日々の取り組みに生かす連携会議を設置する。

なお、開設前は具体的なプログラムや運営方法などの詳細について協議し、運営協議会に諮っていく。その際には、ワークショップなどで行う具体的なプログラムについての意見交換の状況を参考とし、多様な市民の意見を反映させていく。

【運営体制】



(5) 評価・検証方法

事業の評価にあたっては、エコプラザ（仮称）のマネジメントとして事業計画の作成・評価・見直しを継続して行う必要があるため、以下の手法を組み合わせる評価指標を作成し、年1回運営協議会で評価・検証する。

評価・検証結果については翌年度の事業計画に生かし、適切にマネジメントを行っていく。

○モニタリング評価

無作為抽出などによる市民アンケート調査や市民団体・施設利用者に対するアンケート調査を行う。アンケート調査の内容は事業・施設への評価や期待すること、対象者の施設との関わり、関わったことによる効果・影響などとする。

○ソーシャルインパクト評価

本施設の啓発活動によるごみの量や温室効果ガスの排出量、エネルギー使用量、上下水道使用量などの増減状況や、太陽光パネル、燃料電池、雨水浸透施設の設置数などを把握するほか、環境問題に関心のある人の増加状況をアンケート調査により把握し、効果を測定する。

○施設利用者数

施設への来館者数だけでなく、出張型の取り組みの参加者数も含めた指標とする。

○SDGsへの貢献度

SDGsのどの項目に該当する取り組みか（4頁参照）を事業ごとに事前に示し、モニタリング評価やソーシャルインパクト評価などにより、SDGsへの貢献の可否を判断する。

また、様々な事業を行う中で、SDGs 17項目のどの項目に該当するかを予め明示しておくことで、事業参加者にSDGsを意識づけていく。

(6) 想定運営コスト

市民参加・市民提案実現のため、想定運営コストについては8頁の想定プログラムにより試算した。試算内容は以下のとおり。

項目	内容	内訳	備考
人件費	正規職員3名	—	環境部人員内※
	嘱託職員4名	450万円×1名+350万円×3名=1500万円	
	サポーター (無償ボランティア)	—	
事業費	機能とプログラム実施のための費用	1240万円	環境部事業移管 (環境フェスタ・水の学校・緑イベント等) -700万円
施設維持費	清掃委託費・施設保守委託費・防犯管理委託費・光熱水費等	700万円	
合計	2740万円(実質)	3440万円	-700万円

※正規職員3名の人件費(@900万円×3名)については、環境部人員内で配置するため、新たな人件費は発生しない。

5 開設前の準備

(1) 広報計画

① 広報の必要性

これまでに行ってきたイベントにおけるアンケート調査結果などから、エコプラザ(仮称)の認知度は未だ高いとは言えない状況にある。本施設が多様な主体との連携・協力を前提としていることなどからも、これまで以上に市域全域・全市民・市外に向けた周知・PR活動に努めていく必要がある。

なお、開設後は本施設や環境問題に興味・関心を持ち、利用しやすい、訪れやすい施設となるように、積極的な広報活動を展開していく。

② 広報の考え方

○ 施設のイメージ・世界観づくり

施設の基本理念や機能、プログラム、特徴的な既存施設のリノベーション、クリーンセンター敷地内の一体的活用といった施設の概要を広く周知し、多くの市民に施設のイメージや世界観への共通理解を促し、利用を促進していく。

○ 市民認知度の向上、市民参加の推進

本施設では、多様な主体との連携・協力を得て施設を運営していくことから、市内のみならず市外にも広く広報を行っていく。

また、開設までの間は施設の整備について広く市民に周知し、開館に向けた気運を高めるため、プレ事業などを行い、開設後の市民参加や利用促進につながるようにするとともに、市民に親しみを持ってもらえる施設となるよう周知・PRを進めていく。

さらに、広報媒体や内容の検討などについても市民参加で行い、市民が施設に関わる機会をつくっていく。

③ 周知・PRの推進

本施設の情報だけでなく、市民団体や企業、大学など民間の様々な環境に関する情報を一元的に集約し、発信できるようにするため、環境に関する総合的なネットワークを構築し、情報共有に努める。

また、施設のイベントや事業、利用方法はじめ、環境に関する様々な情報を積極的に広報し、多くの市民の利用を促していく。

【プレ事業の展開例】

- ・環境フェスタ・エコマルシェなどと連携したプレイベント
- ・エコプラザ（仮称）周知のための講演会
- ・市民参加を実現するためのサポーター（担い手・関わる人）養成講座
- ・公募提案型環境啓発事業
- ・中高生、大学生世代による情報発信ツールの検討
- ・エコプラザ（仮称）で使用する備品・家具などのリノベーションワークショップ
- ・エコプラザ（仮称）はじめクリーンセンター敷地全体のPR

【広報の媒体例】

- ・市報、市ホームページ
- ・施設ホームページ
- ・SNS、ブログ
- ・ニュースレター
- ・チラシ、ポスター
- ・パンフレット、リーフレット
- ・マスメディア

(2) 今後のスケジュール

年度	内容
平成 30 (2018) 年度	旧事務所棟 3 階部分減築工事、施設改修工事实施設計、 管理運営方針（案）へのパブリックコメント実施 2月15日～3月4日 管理運営方針（案）に関するオープンハウス ・クリーンセンター 2月19～21日 10時～17時 ・アトレ吉祥寺 2月24日 13時～16時 ・武蔵野プレイス 2月24日 18時～21時 管理運営方針決定
平成 31 (2019) 年度	施設改修工事、外構工事 運営協議会設置、連携会議開始、プログラム等検討、 プレ事業実施
2020 年度	開設準備、プレ事業実施 11月開設予定

武蔵野市エコプラザ（仮称）管理運営方針

平成 31（2019）年 3 月

発行／武蔵野市環境部環境政策課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話 0422-60-1841（直通）

